

平成23年度 第4回府中市環境審議会会議録

平成24年1月10日(火)
午後6時半から8時半まで
府中駅北第2庁舎3階会議室

- 1 出席委員 安藤正邦委員、海藤茂委員、戸田忠良委員、中嶋正樹委員、石上祥光委員、石谷真喜子委員、比留間吉郎委員、増山弘子委員、金子富紀委員、竹内章委員、塚原仁委員、馬場利之委員、朝岡幸彦委員、田中あかね委員、室英治委員
(15名)
- 2 欠席委員 なし
- 3 事務局 加藤環境政策課長、遠藤環境政策課長補佐、佐藤環境改善係長、監物環境保全活動センター整備担当理事、環境改善係海野技術職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事 (1) 環境保全活動センター設置の報告
(2) 放射能対策の報告
(3) 次期府中市環境基本計画に関するロードマップについて

《審議内容(要旨)》

事務局 お待たせしておりますが会議に入ります前に、皆様のお手元にお配りいたしております資料のご確認をお願いいたしたいと存じます。

まず、次期環境基本計画に関するロードマップ、それと、次第にはありませんが、環境保全活動センターの設置についての規則などを追加資料としてお配りさせていただきました。

事務局 傍聴について、委員の皆様にお諮りいたしますが、府中市情報公開条例に基づき、原則公開となっておりますので、傍聴人の入室を許可してよろしいでしょうか。

(ここで傍聴人の確認をする。傍聴人なし。)

会長 これから、第4回環境審議会を開催させていただきます。

本日の議題は次第に書いてあるとおりですが、事務局から報告の中でもあるかもしれませんが、前回第3回が開かれてから今回の第4回までに間が開きましたので、経過も含めて、事務局からご説明いただこうと思います。

事務局 皆様、本日は寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。以前にメールでもお知らせしましたが、昨今の放射能報道による対応や測定機器貸出し準備などにより、審議会の延期通知も遅れてしまい大変失礼いたしました。この場を借りて、お詫びを申し上げます。

今日の議題でもありますが、前回までの議題にもロードマップについて挙がっていま

したので、今回、事務局で用意したロードマップの資料を見させていただきますと、平成26年4月までには次期環境基本計画を策定する手順となりますので、後ほどご審議いただきたいと存じます。

会長 議題に入る前に、事務局から添付ファイルで第1回・第2回の会議録が送られたかと思えます。第3回の会議録については遅れているとのことですので、まず、第1回・第2回の会議録に関して修正などがありましたら、お出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

ご自身の発言のところが違っていなければ、そのようにさせていただきます。また、第3回の確認もありますので、後日にどうしてもということがあれば事務局に言っていただければと思います。それでは、第1回・第2回の会議録については修正がないとのこと確認させていただきます。

それでは最初の議題、「環境保全活動センターの設置について」を事務局からお願いします。

事務局 それでは、環境保全活動センターの設置について、ご報告させていただきます。前回9月6日開催の審議会で、「活動センター開設準備に関する懇談会」を設置し、ご意見を伺いながら年内オープンに向け事務を進めている旨をご報告させていただきました。その後、数回の懇談会を開催するとともに、10月17日には環境審議会委員及び経験者などを対象に、府中市環境保全活動センター開設に伴う説明会を開催いたしました。また、お手元にございます「府中市環境保全活動センターの管理及び運営に関する規則」、及び「府中市環境保全活動センター運営委員会設置要綱」を制定いたしました。運営委員会の関係ですが、規則第5条に基づき活動センターの運営に当たっては、環境保全活動の協力者であるサポーターの意見を聴くものとされていることから、11月15日にサポーターの中から運営委員会委員10人を選出し依頼状を伝達いたしました。運営委員会はこれまで3回開催し、平成23年度当面の事業計画及び平成24年度事業の方向性について、ご協議いただいております。このほか、11月18日には、府中市議会建設環境委員協議会に、活動センターの事業内容、サポーター及びセンターの休業日などに関する管理運営について報告し、了承されるとともに、11月21日号広報ふちゅうに、環境保全活動センターが12月1日に開設する旨のお知らせ記事を掲載いたしました。以上が前回の環境審議会から本日までの状況でございます。

次に、環境保全活動センターとしての事業でございますが、「府中市環境保全活動センターの管理及び運営に関する規則」第3条の1号から6号に規定しております。読み上げますと、1号、交流及び諸活動の促進及び援助に関すること。2号、講演、講座及び研修に関すること。3号、図書及び資料の収集及び利用に関すること。4号、相談に関すること。5号、調査及び研究に関すること。6号、その他市長が必要と認める事業となっております。なお、本規定に基づき同じくお手元にございます「環境保全活動センターの機能について」を策定し、具体的取組み内容を列記しておりますが、時間の関係もございますので、ここでは説明を省略させていただき、後ほどお目通しくださるようお願いいたします。

次に、環境保全活動を行う上での協力者であるサポーターの登録状況でございますが、今日現在、個人登録44名、団体登録5団体となっております。今後もサポーターの増員確保に一層努めてまいります。

次に、今後の予定でございますが、今月16日に運営委員会を開催し、1月中の発行

を目指す「かんきょう活動センターだより」及びリーフレットの内容協議や、平成24年度に立ち上げるホームページ並びに平成24年度事業計画について協議することとなっております。

終わりになりますが、今後の課題といたしましては、活動センターの周知度をいかに上げ、来訪者をどのようにして増やしていくであると思っております。以上で、環境保全活動センターの設置報告とさせていただきます。

会長 設置報告ということですが、一応議題になっていますので、ご質問とご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆さんの中には環境保全活動センターの準備会にご協力いただいて、議論されている方もおられると思いますが、この場合は活動センターの準備会とは別に、環境審議会という立場ですので、違った視点から必要なことがあればご意見を伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

会長 なかなか出にくいようなので、私から質問して良いでしょうか。先ほど事務局からお目通しいただきたいと言われた部分の、センターの機能のところなのですが、これはセンターの準備会で議論されていることなんでしょうか。

事務局 運営委員会の段階で議論しました。

会長 運営委員会に対して、例えば、この機能についてはこのようにしたらどうかといった意見はこの審議会でも言えるのでしょうか。

事務局 ご意見を頂戴するということで、それをどのように活かしていくかになりますが、審議会でご意見を言っていただいて、例えば、運営委員会でそれは違うということであれば、運営委員会の意見が優先いたします。

会長 運営委員会と審議会との関係はどのようになっているのでしょうか。

事務局 管理に関する規則につきましては、環境審議会の議論とは別であり、市長部局で作成するもので、庁議において決定した内容でございます。環境審議会とは関連はございませんが、あくまでも直接的な管理に関する規則ですので、審議会の中で疑義が出て改正をなささいということにはならないと考えています。

会長 議論の仕方が少し難しいのですが、話としては規則と要綱ですが、この要綱の範囲で活動されるということですので、議題にはなっておりますが、審議会としては意見を言うことはできるけども、最終的にどうするかについては運営委員会の判断に委ねたいということです。そうであれば気楽に意見を言えますので、必要だと思うことは言っていただければよろしいかと思っておりますがいかがでしょうか。

委員 基本計画の107ページに「環境保全活動の支援センターの機能」が六つあります。言葉は計画とマッチングしていた方が分かりやすく進めやすいのではないのでしょうか。要するに、計画とリンクさせてそろえた方が分かりやすく良いのではと感じました。

事務局 ご指摘のとおりのことを背景に規則を作ったものでございますが、先ほどご説明しま

した懇談会の場で規則、要綱などについて議論をしてみました。今ありましたお話の内容を活かして規則、要綱を作りまして、市の中に規則などを専門に審査する組織がございますので、そこで仕上げた今回の規則、要綱になったものであり、規則、要綱としては、計画にある表現をそのまま使えない部分がありましたので、今回の内容になったものでございます。

会長 市の法や条例、要綱、規則などをチェックするところがあり、一度チェックを受けているので、基本的にはこれを変えてしまうと、見直しをしなくてはいけなくなると解釈すれば良いと思いますが、趣旨としてはできるだけ整合性が取れた内容でお願いします。活動センターも環境基本計画に基づいて設置されているものですし、審議会で環境基本計画をこれから見直していきますので、趣旨を尊重して必要なものは意見として挙げていきたいと思えます。

事務局 決して計画を逸脱するものではありませんので、あくまでも今言われたことを土台としまして、今回の内容になったものでございます。機能面を見ていただければ、反映されているかと考えております。

会長 少し気になったのが、環境審議会は一切、環境保全活動センターの管理運営に意見を言えないという印象のご発言に感じてしまいました。つまり、意見は言っても良いが聞くだけですと聞こえてしまうので、実はそうではなく、環境審議会の基本的な機能としては、意見を言うという部分があるので必要なことを申しあげました。

制度上すでに動いていますので、少なくとも任期中に次期府中市環境基本計画の中間答申案を出さなければいけないので、活動センターの規則などで整合性が新しい計画との間に採れない部分があれば、具体的に整合性を採るよという文言も含めて、計画に反映することも考えられます。基本計画の枠組みの中で、活動センターが運営されることは当然のことなので、次期基本計画の議論の中で必要な修正があれば、議論をして提言していきたいと思えます。市の枠組みが一度進み始めると修正が利かない部分もあるので、次の修正の段階が間近に迫っていますので、その中でしていただきます。審議会委員さんの中にも運営委員会に入っている方もおりますので、臨機応変に対応していただければと思えます。具体的なことがあれば、後ほど言ってください。

副会長 環境審議会と環境保全活動センターとの係わり合いは、103ページに載っていて、審議会と活動センターは別枠になっており、基本はここからスタートしています。先ほどの機能が言葉上で第3条の表現が違うとのことでしたが、規則にある第3条は事業として活動センターで行うことで、107ページにあるのは機能としてとらえています。機能について、6項目では物足りないということで、全体を加味して噛み砕いて分かりやすくしたのが添付資料にある「環境保全活動センターの機能」です。準備委員会の懇談会で話をしましたが、6項目だけでは抽象的だという意見があり、具体的にしていくことを細かい項目で出し合い、機能として振り分けました。基本的にはここで挙がっている機能を前提に、新しく機能を細かく噛み砕いて書いて添付したものが、活動センターの機能と解釈していただければ良いと思えます。今後、審議会の中で活動センターについてどう話していくかは、会長がおっしゃったとおり基本計画の中の一つの連携体制ということでは、係わり合いができていければ良いと考えています。

会長 言うべきことがあれば言ってくださいという話です。他はいかがでしょうか。

委員 「環境保全活動センターの機能」を見ますと、副会長からお話があったように多くの項目が挙げられています。今年度はまだ立ち上がったばかりかと思いますが、次年度の具体的な活動計画などは立てておられるのでしょうか。また、それに関して実際に機能がどの程度を果たされたかという評価はどこでする予定なのでしょうか。

事務局 平成24年度事業につきましては、これから具体的に進めてまいります。事業の結果につきましての評価をどうするかは今後の課題であると認識しております。

会長 あくまでも要望で聞いていただければ良いのですが、機能の中に放射能に関する項目がほとんど無く、文言として出てくるのは5番の「調査及び研究に関すること」(2)ア eに放射能測定とあります。よく見ますとこれは行政が測った情報を公表するということだけです。運営委員会でどういう議論をされているか分かりませんが、放射能に関する市民の関心は強くて、それが理由で審議会が開かれない状況が続いてきた訳ですが、その点で市民にも積極的に参加して協力していただく体制を活動センター中心に作っていかざるを得ないと思いますが、その余地はあるのでしょうか。

事務局 3(2)イの「機器の貸出し」とあるのですが、ここには具体的には載せておりませんが、放射線量測定器の貸出しについて現在、文化センターを窓口として行っていますが、放射線量測定器についても活動センターで貸出しをしたいと考えており、機器の貸出しに含まれています。

4(2)アの「放射能汚染に関する情報提供」とイの中に「放射能」ということについて載せております。

会長 見落としておりました。4(2)に放射能についての記載がありました。

もう一つ気になるのですが、2番の「講演、講座及び研修に関すること」に(1)「環境学習」、(2)「環境調査」という項目がありますが、この中に放射能が入っていませんが入る可能性はないのでしょうか。

事務局 会長からの放射能のご指摘でございますが、3. 11以降の事故以来、目まぐるしく日々状況が変わる中で今日までできましたが、環境基本計画を策定する中では、放射能対策については環境問題とは別のものという括りで動いていたところもある関係で、現行環境基本計画については放射能対策が含まれていないところです。しかし、現状の流れを見ますと、場当たりに放射能対策をしていくのではなく、放射性物質の半減期から考えると今飛散している放射能の問題は長い年月、対応していくことになる観点から、今年度12月1日に開設しました環境保全活動センターを活用していくことは必要だと考えております。もう一点付け加えますと、環境保全活動センターが12月1日に開設しましたということで話させていただきましたが、具体的な細かい部分の話になりますと、環境基本計画あるいは地球温暖化対策地域推進計画で定められている環境保全活動センターの完全形にはなっていません。市が直営で実施することで当面は制度を動かしていき、小さく始めて大きく育てるという形で、まずは仕組み作りから始めさせていただくことで、当面は地球温暖化対策などを中心に成果を挙げていき、機能の拡充、施設の拡大につなげていこうと思っておりましたが、その矢先に放射能の問題が出てきました

ので、会長からご指摘いただいているとおり、放射能対策につきましても活動センターをうまく活用して、市民、事業者、行政が一体となって市民の安全と安心のために進める仕組みを作っていきたいと考えています。

事務局 それに加えまして、会長からご指摘がありました中で、環境学習に関する勉強会、セミナーで取り上げられる内容につきましては、放射能だけではなく環境問題について数多くの文言を一つずつ記載することは、スペースの関係で難しい部分があります。セミナー・勉強会の中でも放射能問題については扱っていきますので、放射能はセミナー・勉強会の中に含まれるということでご理解の程よろしく願います。

会長 放射能に関する市民の関心が高いので、取組ができるようにセンターの機能の中に位置づけていただくよう願います。

委員 審議会で決める問題ではないことを前提としての意見なのですが、勉強会を開催するとか、リーフレットを作るときに、放射能だと言って何が出たか、セシウムも出ますし、セシウムがどれくらいの量が出たのか、セシウムとはどういう物か、放射能の中でも色々あります。何が出てそれは何年くらい残るのか、簡単なリーフレットを作って市民の皆さんによく理解していただいて、これは安心なものだ、これは重大なものだ、と理解できるものを作っていただければ市民のためになると思います。

会長 他はいかがでしょうか。活動センターについてはよろしいでしょうか。
先ほど活動センターの評価は誰がするのかと話題になりましたが、次期基本計画の中で議論してつめないといけないと思います。現基本計画の枠の中では、直接に審議会がセンターの事業を評価するシステムになっていなくて、行政の報告を受けて調査審議する構造になっています。活動センター自身の自己評価と行政との報告評価の関係を整理したうえで環境審議会がどう評価をくださるのか、結果として行政を介してではありますが審議会としても評価すると書いてあり、評価しなくてはいけないのでご議論いただければと思います。他になれば、センター設置の報告については今いただいた意見を運営委員会に伝えていただいて、ご議論いただければと思いますのでよろしく願います。

続きまして放射能対策についてご報告をお願いします。

事務局 今までの経過説明をさせていただきます。
昨年の東日本大震災では激甚な被害が発生しました。3月15日の東京電力福島第一原子力発電所の損壊による放射性物質の漏洩という事態が起きまして、今は関係者の懸命の努力が続けられております。市民の皆様にはご心配をおかけしている状況です。
本市においては市民の皆様の不安を解消するため、東京都や国を通じて収集した信頼できる情報を、市ホームページなどにより市民の皆様へお知らせしてまいりました。しかし、市民の皆様から測定して欲しい、測定器を貸出して欲しいとのご要望があり、健康に影響のある状態ではないと認識していましたが、測定した数値が分からないと納得できないとのことで、最初は簡易測定ではありますが、東京農工大学での測定によって把握することができました。しかし、小さな子どもを持つ保護者を中心に、子どもたちの将来の健康などに関する不安は非常に大きくなってきた経緯があります。
市といたしましては東京都市長会を通じて東京都に対して広域的に対応を依頼した結

果、6月15日からの都内100か所での空間線量率測定のうち府中市では2地点で、地表面から1mと5cmの2ポイントでの測定が実施されました。府中市では6月17日に南町小学校と第九中学校で測定した数値の結果は、南町小学校では地上1mで1時間あたり0.04 μ Gy、地上5cmでは0.05 μ Gyでした。第九中学校では地上1mで1時間あたり0.06 μ Gy、地上5cmでは0.05 μ Gyでした。6月22日からは、東京都が各市区に1台ずつ簡易型測定器を貸与しました。市民の安全と安心を守る立場から放射能に対して感受性が強いと言われている子どもたちが使用する施設を中心に、貸与を受けた測定器を用いて、市内小中学校、幼稚園、保育所、公園など60か所、公園については砂場も測定し、合計で68地点の測定を実施しました。その結果は、最高値が0.10 μ Sv/h、最小値が0.03 μ Sv/hで、7月5日のホームページ及び7月11日号広報で公表しました。次に市で測定器を購入して貸出しをしてもらいたいという要望がありましたので、市としては簡易型測定器、堀場製作所のRadi PA-1000を44台購入しました。9月5日から市立小学校22校での定点定時の測定を始め、休日を除いた毎日測定しホームページにより公表をしています。その他にシンチレーション式サーベイメーター日立アロカ製を2台購入しました。

測定器の他にも、プール水、水道水、土壌、落ち葉などの問題がありました。プール水につきましては、7月27日に小学校と市民プールの31か所で測定し、放射性ヨウ素、セシウムともに不検出で、結果については8月5日のホームページ及び8月11日号広報で公表しました。土壌につきましては、8月16日に小学校22校、保育所4か所、公園4か所の合計30か所から土及び砂を採取しました。放射性ヨウ素は全ての地点で不検出、放射性セシウムが一番高いところで191 Bq/kgでした。土壌に関する基準はありませんが、食品中の放射性物質に関する暫定規制値は下回っていました。腐葉土については今年度に回収したものは、他へ譲渡できないとの農林水産省から通達がありました関係で、落ち葉の銀行に関連して若松苗圃で生産している腐葉土を9月13日に測定しました。全て暫定許容値の400 Bq/kgを下回り安全性は確認しており、現在、チップ堆肥、腐葉土とも市民等への提供は中止し保管しています。

ここまで市で測定をしてきましたが、市民の声としては貸出しをして欲しいと声が多数ありまして、府中市には文化センターが11か所あり市民に身近な場所であるので、11月21日から受付を開始して11月22日から貸出しを開始しました。実施期間は平成24年3月30日(金)までとしていますが、それ以降の貸出しについては貸出し状況を見ながら引き続き実施するかどうかを判断したいと考えています。貸出日については、他市の状況などを見て検討しましたが、原則は午前8時半から午後5時までとしますが、土日の貸出しについては、翌日が土日祝日及び文化センター休館日の場合はその日を含み、その翌日の午後5時まで貸出しを受けられます。例えば金曜日に借りますと土日を挟み月曜日まで借りられます。貸出しを受けられる方は当面の間は、自治会・団体・グループとしていますが、今後は状況を見て個人への貸出しを検討してまいりたいと考えています。現在の貸出し状況ですが、文化センター11か所で11月は29件、12月は67件で合計96件の貸出しがありました。環境省では除染をするべき目安は高さ1mで0.23 μ Sv/h以上あった場合となっていますが、府中市では貸出しの際の基準として、より安全を考慮して高さ5cmで0.23 μ Sv/h以上あった場合は市が現地へ行き再測定をすることにしています。貸出しに伴う再測定の依頼があった件数は11月に1件、12月に8件ありました。傾向としましては雨樋下で測定されたときに高さ5cmで0.23 μ Sv/hを超える状況がありますが、高さ1mや、高さ5cmでも50cm位離れた場所だと0.10 μ Sv/hを下回り除染などがすぐに必要であるといった状況では

ないので、直接現地で状況を説明して不安を解消し、安心していただくようにしています。

会長 手元に資料がありませんでしたので、少し分かりづらい部分がありましたが、後で資料をお配りいただくようお願いします。ご質問、ご意見がありましたらお願いしますがいかがでしょうか。

副会長 我々の団体でも借りたのですが、委託を受けて4か所の公園で清掃活動をしており、落ち葉の回収をしている中で気になったので、各公園でここはどうなのかと思う5、6か所位を測定しましたが、思ったほど高い放射線量は検出されませんでした。自宅の雨樋下も心配だったので測定したところ、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所がありました。市に再測定に来てもらい、より精度の高い測定器で測ってもらったところ、 $0.19 \mu\text{Sv/h}$ という状況でした。状況としてはほとんど変わらないと思いますが、マンホールの中が相当溜まっているようで、蓋を取って測定すると高い値が検出されることが分かりましたが、蓋を取らなければたいした影響はなく普通のレベルですので、当面は蓋を取らずにそのまま使っています。溜まる場所は決まってきており、公園の中でもこの辺は高いのではという場所を測っていくと、 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ を超えますが、平均すると 0.07 から $0.08 \mu\text{Sv/h}$ で治まっています。府中市内は殆どそういった状況だと思います。それ以外の知りたい場所もありますが、公有地以外は市民団体としても測定できない部分もありますので、今後どうするかといったこともあります。いずれにしても、心配しないでもいい程度の結果であったことを市民団体として確認しています。他の団体が調べたデータも見たところ、場所によっては $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えますが、数えるくらいに限られた一部の場所です。問題なのは自治会や市民団体が借りて測定をしていますが、データは測定した人が保有しており市には殆ど報告していません。報告はあくまでも $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合だけという話になっています。先ほどの市の話だと、報告があったのは10件以下でしたが、その殆どが雨樋下であったとのことでした。除染をしなくてはいけない場所は市内には無いということでしょうか。

事務局 今のところありません。

副会長 市民団体としても測定をして確認しているところでは。

文化センター11か所で貸出していますが、地域によっては関心を持っている団体があり、同じ団体が何回も日にちを変えて測定をしていることもあって、1日単位でしか借りられないので、なかなか借りられない状況の文化センターと、あまり貸出しの要望がない文化センターがあります。借りられないときは四谷や押立文化センターでは空いています。市の中心にある文化センターではなかなか借りられません。これから測定したい方がいましたら、団体と限定されていますが、空いている文化センターもありますので、そこに借りにいけば測れると思います。

委員 前回、学校給食についてお話があったと思いますが、学校給食に関する放射能の問合せはどのような状況なのか分かりましたら教えてください。他の報道によると一食分について調べている市町村があると聞きましたが、府中市の場合はどのような取組をしていますか。前回はそれぞれが素材を調べていると聞きましたが、もう少し詳しい情報を教えてください。

事務局 資料も作らずに放射能の説明を長々としまして申し訳ありませんでした。分かりにくかった部分もあったと思います。

お話がありました給食食材の放射能の検査につきましては、空間放射線量の測定を先行し水、土壌の測定をしている中で、府中市を含めて現在流通している食品については各都道府県レベルで測定をしていますので、安全ですということで当初測定をしない自治体が多かったのですが、放射能の問題で一番心配をされているのは小さいお子さんをお持ちの保護者で、給食食材を調べて欲しいという話があります。そのポイントとしては二つありまして、一つは給食食材がどこから来ているのか産地を公表して欲しいという話と、二つめは使われている給食食材が本当に安全なのか、国任せ都道府県任せにするのではなく、食品についても検査して欲しいという要望がありました。それを受けまして9月1日から教育部で実施しています小中学校の給食と、子ども家庭部が実施しています保育所の給食につきまして、それぞれ産地の公表をしています。それと併せて抜き取りで牛乳や食材の放射性物質の検査を検査機関に委託して、定期的実施していく方針でお話をしていますが、先の議会でも陳情が出てまいりました。先ほど副会長からお話をいただきましたが、空間放射線量についてはかなり測定をしまして、国が航空機を用いて上空から測定した数値あるいは、府中市が独自に測定をしている数値、新宿・小平のモニタリングポストの数値などを見ましても、この地域については0.1 $\mu\text{Sv/h}$ を超えない範囲であり、高い線量地域ではないことが分かってきています。食品については根強く声があるのが、国や都道府県の検査をすり抜けてくる場合もあるし、子どもたちが口に直接するものなので、内部被曝を防ぐためには細かくやってもらえないかといった内容の陳情が出ているところです。現在、担当部局でどのように対応をしていくべきなのか、数千万する機器を市で購入して毎日測定をしていくことが一番適切なのか、それとも簡易的な測定を実施して定期的に委託で専門機関に出すのが良いのか、といったことを含めて現在検討しているところです。現状としては産地の公表と抜き取りによる委託調査を食品についてもしています。

空間放射線量につきましては、11月21日から文化センターを窓口として、各文化センターに1台ずつの11台の測定器を配備しました。各自治体で11台規模の貸出機器を準備できているところは近隣でも例がなく、殆どが1、2台で、借りたい方が殺到してしまい借りるのを待っている状態です。ポイントとしては、他市では土日は職員がいないことを理由に貸出しができない体制になっていますが、府中市では小さいお子さんをお持ちの保護者から測定をしたいとのご要望がありましたので、働いている方の使い勝手を考えますと、休みの日こそ借りたいとの声が多いことを視野に入れて、平日だけでなく市役所が休みの日でも使っていただけるように実施しています。そういった測定から見ましても、環境省が設定した1mの高さで0.23 $\mu\text{Sv/h}$ が、年間1mSvを超えない範囲であるとされている数値は、今のところ見受けられていませんが、高さを下げていきますと当然、空間放射線量はそこに放射性物質があれば高くなります。低い位置で測定した場合には0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を超える情報が入る場合がありますので、そういったときには、シンチレーション式サーベイメーターと簡易測定器の両方を持って行き、市で再測定をさせていただいて対応をしています。

委員 すばやく府中市は簡易測定器44台購入したということで、生活するうえでは問題ないと感じていました。あとは食品関係でどこからどのように入ってくるのかが問題になるかと思いますが、市として測定器をいくつも置いて測定をしたのは良いのですが、先々

どこかの時点で「安全で、ここだけは気をつけてください。」という分かりやすい宣言をする計画などはどのように考えていますか。

会長 安全宣言の話になっていますので、少し待ってください。その前に給食はそれで大丈夫ですか。給食に関しては食材がどこから来ているのかということと、一部の素材について抜き取り検査を調査機関に委託している、というお話でしたが、あとは陳情がどういっているかによりますが、一部の自治体がやっているように、素材ではなく毎日の給食全量をサンプルすべきだという意見もあるが、その予定はないという話になるのでしょうか。

事務局 予定がないということではなくて、陳情が出されていますので、その方法につきましましては担当部局で検討をしている状況でございます。前提としてありますのが、現在流通している食品については、安全が確認されたものが本来は流通している前提として立たせていただいています。そういっても色々な所ですり抜けて出てくるものがあるのではないか、だから心配なのだといったご意見もありますので、一つ一つの食材を測定する方法だけではなくて、給食といった形になったものを全部混ぜて測定の方が効果的だといった考え方ですとか、方法を含めて諸々出ているところでございます。今後、所管部局だけではなくて環境部局も所々で関わって、市としての考え方を作っていくことを考えています。

会長 所管部局というのは教育委員会ですね。

事務局 給食については教育委員会と保育課で担当しています。

会長 給食センターで一元的に作っていますよね。

事務局 小中学校は給食センターで、小学校でも単独校があります。保育所は各保育所でそれぞれ作っています。給食センターだけでしたら毎日給食センターで測定すれば良いのですが、複数か所で同時に調理をしています。保育所は給食センターにできないので、自園内で調理することになっています。

会長 話題になったので、調べていただけませんか。ほとんどの学校は給食センターのはずで、一部自校方式のところがあって、保育所は違うかもしれませんが、給食センターに1台設置すればかなりカバーできる可能性もあります。全部できないから何もやらないという話にはならないので、参考資料として所管課が主に教育委員会であり、環境政策課ではないとのことですので、何ができるかということもありますが。ちなみに概算要求ができていないはずですが、どこかの部署で要求はしているのですか。先程、数千万円とお話がありましたが、安いのは数百万からあると思いますが、今のところそういうことは聞いていますか。

事務局 機器の予算要求については、新年度当初ではしていないと思います。先ほどお話したとおり、現行のやり方で実施をしていますが、陳情なども出ている関係の中で、これからその方法については研究をしていくということで、具体的には数千万、数百万円する測定器を使わなくても簡易的な測定ができるのではないかと、という方法も出てきている

ようなので、そういったことも含めて現在研究中でございます。市民からの要望としましては、給食だけではなく、各店舗から購入した食材についても測ってみたいといった要望などもございますので、その辺も視野に入れて計画していかなければいけないと思います。給食だけ測っていますから府中市は安全ですとは言いきれない部分もある中で、所管部署も入って食材の測定器についてどうするかということについて、議論をしていくところでございます。

会長 少なくとも、給食については所管課ではないとのことで、直接、この担当課で何かやる体制になっていないということもありますが、今のところ市としてはそのつもりはないと、だから予算要求していないと、だからあとは陳情と議会で予算修正がさるかどうかと、そこで方向が出てくる話になっているということで、それで良いですか。

事務局 はい。

会長 安全宣言の話ですが、動きはどうなっていますでしょうか。

事務局 先ほど会長からもお話があり、また委員からもお話をいただいた部分にも重なってくる場所があります。闇雲に放射能が怖いといった話だけではなくて、放射能というものを正確にご理解いただいて、適切に対応していくことが一番大切なことだと考えております。市独自の測定もしてきていますが、国、東京都の動きを見る中で、基本的に府中市の現在の状況は危険な状態ではなく、通常どおりの生活をしていただいて大丈夫な状態だと判断しています。それが安全宣言になっていくのかどうかは非常に微妙なところがありまして、誰も想定していなかった事故が起こって、正確に放射能についてどこまでが安全で、どこまでが危険だという、正確に判断することができる人がいないといったことが、一番難しい問題だと思います。国でも基準値というものがない中で、暫定的な規制値やそういう数値を打ち出してきていますが、議員さんの中には市独自でそういう基準を作るべきだとのご意見をいただく場面もございます。それは当然のご意見だと思いますが、こうして見ていただいても分かるとおり、放射能に関する専門的な職員がいるわけではございませんので、そういった部分につきましては、東京農工大学さんの頭脳をお借りしたり、市内の企業などでそういう専門的な知識、知見のある方、あるいはそういう知識のある市民の方、などにご相談をさせていただく中で、市としても判断していかなければいけない部分があるかと思っております。基本的な考え方としては地域の特性で、変わるといった現象は府中市に限っては特にはないかと思っております。近隣市と同様な状況といった中では、面的には間違いなく通常の生活ができる状態であると思っておりますが、マイクロホットスポットとかミニホットスポットと言われる局所的に線量が高くなる場所はゼロではないと思っております。放射性ヨウ素131につきましては半減期が8日といったようなことからすでに消失しているといった状況でございますが、放射性セシウム134は2年ですとか、137は30年といったような長い半減期ということから見ていくと、5cmだったら絶対に大丈夫なのかということについては、絶対に大丈夫ですと話が仕切れないところがございます。国の判断レベルとしては、年間1mSvで、それは高さ1mで0.23μSv/hです。それを超えていなければ、現状では直ちに危険な状態ではなく、通常の生活をしていただける判断をさせていただいているところです。今後、研究をさせていただく中で、いずれは空間、水、土壌については、心配はないですというように言える日を早く迎えたいと思っております。そのためにも監視の目

だけは光らせておいて、注意しなければいけない部分があったときには対策をしているという流れになるのではと考えております。

委員 　少し観点が違うのですが、この前テレビを見ていましたら、東京都が被災地の瓦礫を受け入れることを宣言していました。神奈川県も知事が受け入れるとしていましたが、市民団体がそれに対して抗議をしているニュースが流れました。今回の福島原発あるいは津波により被害を受けて、これは全国民が苦しみを分かち合って、そういうものが必要だと思います。そういう観点で、行政として市民教育を視野に入れて動いていかないと、永遠として放射能測定、放射能害が続くとすると、膨大な費用がかかります。行政としてどこかで整備をしていただいて、先ほど安全宣言という話もありましたが、安全宣言まで出さなくても良いですが、徐々にそういう方向に行政的な施策を意図的に展開していただく努力がいるのではと思いますがどうでしょうか。

事務局 　おっしゃるとおりでございまして、廃棄物の処理問題につきましても、広い面で考えますと、広域的な対応が必要になってくるので、対応するときに、いかに拡大させない、飛散させない、といったところは十分検討していかなくてはいけないことだと思っております。先ほど副会長からもございました落ち葉の問題ですが、落ち葉の性質から放射性セシウムが付着しやすいのではないかという話があり、今年度に収集した落ち葉については堆肥にしないようにとの通達が農林水産省からありまして、その後、暫定的に1kgあたり400Bqを超えていないとの確証が取れば、堆肥腐葉土については配布することが可能であるとの通達がなされたところですが、府中市としましては落ち葉などについても、今まで作ったものについては確認をして、400Bqを超えていない非常に低い数値だったということを確認しております。まだどういう動きになるか分からないので、配布については自粛すべきだろうという判断から、現在では配布も止めており、飛散しないように保管して、自然に減葉している状態になっているところでございます。今年に集めた落ち葉はどうするのかとの話が出たときに、原発などに反対されている先生などの講演でお伺いしても、減葉して放射性物質を凝縮させて封じ込めるためには、適切な焼却工場で燃やし、小さくして、その灰を封じ込めるということが、一番適切で良い対策であるとお話で聞いていました。それでいくと被災地の高線量ではない瓦礫を燃やして灰になったとしても、1kgあたり800Bqを超えるようなことがない状態の廃棄物については、被災地以外の都道府県でも協力して、早く減らしていくという作業は普通に考えて必要なことであると、放射能対策に携わる関係者としては考えていました。しかし、住民目線で見えていくと、なぜ関係のない地方からきた物が持ち込まれてまでやらなければいけないのか、それをするには絶対安全だと言い切れるのか、リスクがあるのでは、というお話が出ているかと思えます。逆に、こちらで燃やした焼却灰を最終処分場に持っていくときにも、高い線量の物は持ってこられたら困ります、という話が最終処分場からもあって、一回、基準を超えてしまった灰を持ち込んだことが発覚し、また出したところに返すといった動きもあるようなので、その辺の国レベル全体での対応は非常に難しいところがあるのではと思っております。一度、飛散してしまった放射性物質をいかに早く回収して封じ込めていくかといった作業は、国を上げて進めていかないと、市民、国民の安全を確保していくため、一番大事な部分だと思いますので、その方法などにつきましては、住民との合意を得ながら進めていかなくてはならないと思っております。具体的な方法はそれぞれ皆様のお考えが、学者の中でも意見が割れるところがあるようですので、非常に難しいと思っております。

会長 論点が広がり始めていますので、少しだけ確認させてください。まず、安全宣言ということで、先ほどのご回答では安全宣言を当面は考えていないとのことですが、そうすると安全宣言をしている自治体があるか調べてもらわないと駄目ですね。何らかの形で市民に対して安全であると言うかは別にして、心配ないということをする責任があるのではないかと、その努力は必要なのではないかと、という意見は出ていましたので、安全宣言と言うかは別にしまして、公表している自治体があるかどうかすぐにとということではありませんが調べておいてください。すぐには分からないですよ。

事務局 安全宣言というのが、例えば、被災地に近い県での産物を測定した結果、不検出だったので心配はいりませんといった意味での安全宣言をしているところはあると思います。ただ、国レベルでもこの地域が高線量地域ですとか、低線量地域ですとか、といった表現はされていて、通常的生活をして問題がない状態ということで安全とされているところかと思いますが、空間放射線量や土壌、水、食品などのあらゆる全てに対して絶対に安全といった意味合いでの宣言というのは、現状ではなかなかすることは難しいのではないかと思います。特に食品については安全を確認するための検査を実施していますので、そういった意味では安全ですが、検査を漏れて絶対に入っていないといった部分まで、自治体、行政が宣言を今できる状況なのかといったところは、今の流通の速度から言っても、非常に難しいところがあるのではないかと考えております。そう意味での全体的に、全ての面で〇〇市は安全ですといった宣言をしているところは現在のところ確認できていません。

会長 いずれにしても、基本計画を作るときには、どこかで終息宣言のようなことをしなければいけないので、具体的には全てが安全という括りではなくて、現在、測定器を貸出して測定をしています、それをやめるタイミングが必要です。そのタイミングについて宣言やメッセージなどを出さなくてははいけません。次の基本計画では触れなければいけないので、時間がかかるかもしれませんが調べておいてください。無いと思わずではなくて、具体的なレベルで何を基準にすれば良いかということで議論したいと思っておりますのでお願いします。

ホットスポットについては、空間線量との関係で何件か調べたということで、9件ほど行ったけれども、実際には1mの高さで測ったときには基準値には達していなかったということで、ホットスポットは今のところ発見されていない。ただし、もしかすると測っていないところでマイクロホットスポットやミニスポットがあるかもしれないというように回答されたということで良いですか。

事務局 若干ニュアンス的な部分が違うかと思いますが、先ほどの安全宣言のお話に戻りまして大変恐縮ですが、基本的に1mのレベルで超えるといった部分で、マイクロホットスポットといったものはないであろうと考えています。今まで測定してきた公園や小学校、保育所、幼稚園などを測定してきている中でもないと思っておりますし、市民への貸出しを実施した中でも、あるいは放射能に対応されている団体が測定されている中でも、市内でそういう測定結果があった報告を聞いていませんので、そのレベルではないと思っております。ただ、低い位置で、地上直近で測ったときに、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えるような数値があるといった報告がある場合はありましたので、そのレベルでは全くないというわけではないということです。

会長 要するに、空間線量ではホットスポットは見られないけれども、濃縮する可能性のある場所で測るとあるかも知れないと、土壌などに、そういう話ですよ。

事務局 そうです。

会長 ホットスポットについてはそのようです。

副会長 全体ではそのようですが、貸出しが自治会や団体などだけになっていますので、個人で調べたいと思っている人もいるかと思えます。我々の団体では農家の手伝いを何件かしていますので、その農家の方も心配しています。一番心配しているのが堆肥を皆さんが作っていますが、肥料として使って良いのかどうか困っています。農家は基本的に個人ですから貸出しを受けられません。我々の団体で借りたので測りましょうということでした。測りました結果、問題がなかったのが安心して堆肥として使ったということがありました。個人的に心配されている農家の方も含めて、多いのではないかと思います。そうした人達の要望をこれからどう受け止めていくのか、個人の貸出しをいつ解禁するのかといったことをそろそろ考えないと、今の状態で行けば3月31日で終わりということになっていますので、今後の展開を考えていただきたい気がします。

委員 農家に情報が完全にっていないと思うのですが、各農家では基本的には色々な団体に入っているはずですが、団体として借りようとしたときに、代表者の名前を使って借りれば良いのかなど、借りる方法が分かりません。例えば、副会長もご存知かと思いますが、押立に小松菜を産地としている団体がありますし、府中農業研究会という基本的に95%の農家が入っている大きい団体がありますので、借りようと思えばその団体を利用すれば借りられますので、借り方の情報がまだ浸透していない部分が多いのが現状だと思います。

副会長 団体に加盟している農家が借りようと思えば、測ることができるということですか。

委員 そうです。

副会長 農家の方のサポートをしたことがなく分かりませんが、なかなか借りるまでいかないのでしょうか。

委員 放射能の問題で一番に話がでていたのが、府中の特産の小松菜、分け葱、多摩川梨の問題で、最初に東京都が検査したのが、5月中旬に府中産の小松菜の検査をしましたが検出されませんでした。検出されない場合は、大きなニュースにならないのが現状で、出れば大きく報道されます。そうしたことで、分け葱などを2か月に1回ずつ検査して、基本的に出ませんでした。府中市で出たのが農業高校でのお茶葉でしたが、それは東京都では測っていないので、農家に情報としては入ってこなかったのが現状でした。農家自体は府中市の場合は若い人達の後継者の団体もありますし、基本的に大きく農協という団体の名前を使えば借りられますので、借り方の説明がうまくできていなかったのが現状だと思います。

先ほどから言われている給食などの問題に関しましては、感覚的に検査というと農薬

と放射能の問題は同じようにとらえています。国が決めた農薬にしても、基準もしくはレベルといいますか、果たして人間の身体に適正なのか適正でないのかは、今後10年、20年、もしくは40年経ってみなければ分かりません。農薬の問題もそうですが、今使っている農薬が、食べても今は大丈夫だけど40年後にどうなるかは分かりません。昔、戦後に使われていた農薬が、今では、これは劇薬だから駄目ですと言っていますが、その当時は平気で日本の国は許可して使わせていたわけです。戦後すぐなので進駐軍がOKを出していたのだと思いますが、そういう状態で、将来、果たしてどういう結果を生むのかに関して、今、現在でも分かりません。放射能についても、出てないから良いではなくて、基準より下回っているので出ていませんという言葉で表されていますので、数値的にコンマ数ミリでも出ているので、将来的に怖い部分もあります。暫定基準値や厚生省が決めしている農薬の基準も、農家で農薬を使う側からみれば、それを守れば良いといったことがあります。生活の中で身体を考えたいうえではどうなのだろうと、使っている側も未だに疑問に思っています。先ほどの放射能の安全宣言にしても、今の基準では安全ですということは言えるかもしれませんが、安全宣言というのは出ないものだと解釈したいのですが、戦中、昭和20年に広島と長崎に落とされて原爆で被爆し、日本が最初に被爆国になって被爆した人達が大勢いる中で、広島原爆や戦後の南の海で起きた原爆実験の被爆の問題でも安全宣言という言葉は出ていないので、福島原爆に関して、食品については安全ですというのはあるかも知れませんが、安全宣言を出すのはいかがなものかと思えます。

測定器の貸出しについては、説明さえすれば農家としてもいつでも借りられる状態だと思います。

会長 測定器について4月以降どうするかという話が出たので、担当課で検討していただきたいのですが、先ほど副会長がおっしゃったように貸出して測定してもらっても、データを基準値以上でなければ報告しなくても良いという話になっていますが、そこは大きな問題になる可能性があります。一つのアイデアなのですが、もし可能であれば、4月以降は文化センターに機器を配置しないで、環境保全活動センターに集中して、例えば、活動センターで貸出す、あるいは環境保全活動センターの活動として必要なところに測りに行くようにできないか。なぜ、それが一つのアイデアかという、活動センターで貸出せば、貸出した結果どういった値が出たかを集約できます。文化センターでばらばらにやって、報告してくださいといっても、報告が徹底されるようにはならないので、できるだけ一元化して、せっかく作られた環境保全活動センターに集約するように考えられないのか検討していただきたい。農作物あるいは農地に関しては、風評被害の危険性があるので、やろうとするとますます必要になる。つまり、誤差や誤りが必ず出てきますので、それを勝手に公表されても困りますので、数値に関しては誰かがオーソライズし確認して、公表すべきものは公表するという体制をとらなくてはいけないので、責任を持った体制でデータを集積し、公表することも必要だと思いますので、ご検討いただければと思います。

その他にも機器の問題について、ご意見があるかもしれませんが何かあるでしょうか。

委員 機器の問題とは少し違うかもしれませんが、今、公共工事をする場合に、500㎡以上の土を動かす場合は、30数項目の化学物質があるかどうかを調べなければいけないことになっています。どんな公共工事でも仕様書に全て記載されていて、ダイオキシンや砒素などが入っていますが、放射能は入っていません。今までこういったことがなか

ったので、自治体によっては放射能を項目に入れ始めているところがあるようです。今後、国や東京都で30数項目の中に追加になるかもしれませんが、できれば率先して府中市の公共工事でも、土が500m³を超える場合には30数項目の検査をしなくてはならないので、放射能の検査についてプラスアルファを公的機関に依頼しても負担にはならないので、新年度工事から入れて欲しいと思います。そうすることで府中市の中でも大きなところで公的な検査ができて、簡易測定器で測るのではなく、正式に測れることにもなります。

会長 公共事業に関してそういう方法があるのではないかという、すぐにできなくても基本計画で触れて、そういうことにしてしまうという手はあると思いますので、担当課でも検討していただき、お願いしたいと思います。

確認ですが、先ほど瓦礫の受け入れの話がありましたが、東京都が受け入れたというのは中央埠頭に受け入れたという話ですが、東京都が受け入れることを宣言できるというのは、23区のごみは全て東京都が収集して中央埠頭に埋め立てていますので、ある意味では都がトップダウンで受け入れを宣言できますが、ほかの県の場合はそれぞれの自治体、例えば府中市もそうですが、それぞれがごみ処理の組合を作って、それぞれが焼却したり、埋め立てたりしている関係もあります。瓦礫を受け入れることに関しては、東京都は23区の枠組みの中でできるだろうけど、府中市の場合は受け入れていません。つまり、府中市が受け入れることを宣言しない限り、いくら東京都が宣言していても、今のところ受け入れていないのではないかと確認したかったのですがどうでしょうか。

事務局 府中の場合は市が単独で清掃工場を持っているわけではありませんので、東京都から多摩川衛生組合に要請があったという流れになっていたと認識しております。多摩川衛生組合の議会の中で構成市の意見を聞きながら、その対応をしていくことになっています。

会長 まだ、やっていないのですか。

事務局 そういう動きがあるということで、現地で東京都が持ち込む物の放射線量を測るなどの安全性を確認していく作業をしています。その発端になるのは環境省で、瓦礫を厄介者として処理するのではなく、安全性が担保された焼却工場にはバグフィルターがついており、ダイオキシンなどが飛散しないような工夫もされているところでは、飛灰についても放射性物質が飛散しないような対応をしていく中で、発電できるタイプの清掃工場でご協力いただきたいといった話が当初あったと記憶しています。ただ厄介者を処分するだけではなくて、エネルギーとして使えるといった効果もあるところでの広域支援であるといった話であると思います。正確ではないので確認いたします。

会長 東京都から要請があっても、多摩川衛生組合なりそれぞれの自治体の組合で受け入れると宣言しないと、受け入れられないと思いますので、そういう話があるのかどうか、まだ、受け入れていないと思います。石原知事が宣言して、中央埠頭で始めているのは、23区のごみ収集は都が直営なので、その範囲で都の責任ですと宣言していると思います。

だいぶ長くなりましたが、その他放射能対策に関して、何かご質問やご意見などあるでしょうか。よろしいでしょうか。いくつかご質問やご意見が出ましたが、事務局で報

告された資料は皆さんにお配りください。確認できることは担当課に確認していただいて、基本的には基本計画の議論の中で活かすようにしたいと思います。

それでは3番目の「次期府中市環境基本計画に関するロードマップ」について報告をお願いします。

事務局 事前に資料を送付することができれば良かったのですが、今後の概略を資料に基づいて説明します。今回で第4回目になりますが、平成26年4月に次期府中市環境基本計画の策定という目標でスケジュールを考えました。前回までの話で、素案検討委員会の設置準備を進めたほうが良いのではとの話があり、また副会長から前回お話がありましたように、現環境基本計画策定にあたっては公募のボランティア市民により検討委員会が設置され、どのような方向で基本計画を作っていくのが良いか、色々な意見があったということを知っていますので、市民を募集する内容でスケジュールを作成しました。順番に見ていただきますと、環境審議会と素案検討委員会を仮に作ったとして、事務局のスケジュールも載せさせていただきました。今日の第4回1月10日が今後の進め方ということで審議に入らせていただきます。本来は4月1日からできたら良いと思っていましたが、予算要望をしてコンサルタントとの契約を考えていますが、皆様ご存知のとおり府中市長選挙が1月22日にあり、新市長の方針などを踏まえて、6月の補正で7月上旬にコンサルタントとの契約を考えています。前回の話で、府中市環境基本計画は6章に分かれていますので、1から3章までについては、どちらかというと概略的なところと、過去の公害の経緯や苦情件数などの決まった内容になっていますので、素案検討委員会の中では議論をする部分ではないと事務局では考えています。次回3月6日ですが、4月から年度が替わりますので、庁内推進会議で関係各課を集めて会議をします。素案検討会のような方法で実施するのか、当初環境基本計画に携わっていただいた方や活動センターのサポーターの方などを交えて行うのかといった色々な議論があるかと思います。スケジュールで考えますと、6月1日号広報で募集をして、7月には第1回素案検討委員会を開催できたら良いと考えております。7月上旬にはコンサルタントと契約する予定でいますので、その中で中心となるのは第4・5章です。重点施策の検討のときにコンサルタントを交えて、かねてから言われています進捗状況の把握を見てから皆さんのイメージもわからないと思いますので、環境審議会は2か月に1回を予定していますが、素案検討委員会については月1回を考えております。皆様の任期が平成25年の4月30日までとなっていますので、平成25年3月5日第11回に皆様からの中間答申ということで、審議していただいた結果を市長に答申していただきます。5月14日から第5期環境審議会発足後に、中間答申を踏まえて次期環境基本計画案を検討し、11月中旬にパブリックコメントを実施した後、平成26年3月に策定ということで考えています。前に戻りますが、素案検討委員会だけではなく、府中市地球温暖化対策地域推進計画でもアンケート調査を実施していました。市民、事業者にもアンケートやヒアリングなどを実施して、市民、事業者、行政の三位一体となって連携して取り組んでいくようなスケジュールを考えております。

次回ですが、素案検討会委員の募集の検討を含めて、どのように進めるのが良いかを皆様のご意見をお聞きしたいと思います。また、1・2・3章についてもお聞きしたいと思います。内容としましては平成26年3月までのロードマップを作成いたしましたのでよろしくをお願いします。

会長 一つ前提となるのは、今の段階で次期環境基本計画の構成は、現行の基本計画と同じ

6章構成を想定しています。現基本計画を見ると第1章が基本的な考え方、第2章が環境特性と環境課題、第3章が目標と施策体系となっていて、これは議論する必要がないと言ったわけではなくて、審議会が環境基本計画の基本枠組みとして独自に責任を持って議論する必要があると言ったのは、素案検討委員会のレベルで議論する必要がないとの意味でご説明いただきました。ロードマップにあるように次回3月6日とその次5月8日の第5・6回の審議会では基本枠組みである部分の1・2・3章を皆さんに議論していただかなければいけないのでお願いいたします。

考えられているのは4章が重点施策、5章が環境施策と各主体の行動、6章が連携体制と進行管理ですので、この部分を主に市民による素案検討委員会でご討議いただいてそれを受けて、審議会でも議論するようにしたらどうだろうと説明いただきました。

三つ目が我々の任期は平成25年の4月末までなので、3月下旬に市長に中間答申を出して、我々の任期を終えます。ただ基本計画はもう1年かけて最終的に市長に答申を出さなくてはならないので、我々の任期を越えてしまいますが中間答申までは我々の責任で作らしましょうというロードマップのご説明でした。

ロードマップについてはいかがでしょうか。特に無いようでしたら今日はこれで終わりにしますがいかがでしょうか。先ほどお願いした資料も含めて、第3回と今日の第4回の議事録を次回の審議会に間に合うようにお送りください。

委員 一点よろしいでしょうか。計画に対する結果がどうなっているのか、この計画は持続的循環可能な社会を目指すことが根底にあると思います。その際たるものが重点施策5にあるごみの件です。平成22年度4月にボックスから有料化に変わりました。ホームページを見ますと、平成22年2月まで変更する前までのデータが載っています。3年近く経ちますが、計画は平成15年に作っており、10年後に半減という目標になっていますので、それに対して進捗状況が分かるようなデータを出していただくと、これから議論するのに良いのではと思います。ごみを減らすことは、市民、事業所が大いに関係があることだと思います。そういった視点で見ると、府中市はどこが弱くて、どこに手を加えていかなくてはいけないか分かります。一つの変革があったので、費用についてホームページに歳入歳出と出ていますが、状況をできましたら次回までに出していただければと思います。

会長 環境政策課が担当課ではないので、その担当課に言って、出せると思いますので、事務局の方でお願いします。

副会長 この前の新聞に載っていましたが、減ってきていたのですが、ここにきてリバウンドしていて、増えているとメディアで公表されていました。これはある程度の可能性はあったのですが。

委員 各家庭で有料化になったばかりはお金がかかるので捨てるのを控えましたが、慣れてしまえば「袋を買えば良いでしょう。」となり、そういう意味で言うと方向転換をして、更に目標に向かって何か知恵を加えたり、仕掛けを作ったりしなくてはならないといった視点で議論できれば良いと思います。

会長 ごみ問題は大事な環境基本計画の一つの柱になるはずです。

副会長　今回、有料化をしたのが、環境基本計画で50%減らすということが根底にありました。この後はどうするのかを次の基本計画の中に目標を入れなくてはなりません。府中市は見直しを事業点検で3年掛けてしますが、この後のことについて点検委員から言われています。50%削減の目標自体は良いので平成25年までは続けますが、この後はどうするのかを市は回答できませんでした。先の話ですが、次の目標はどうするのかを基本計画の中に入れ込まなければいけないので、有料化後の2、3年の経過をどう分析するかは大事だと思いますので、データが無いと目標も立てられないので、関係課からデータをもらうようお願いします。

会長　では、データを用意しておいてください。
他はよろしいでしょうか。その他について、事務局から何かございますか。

事務局　今回、東京農工大学のご協力により、東京都市環境・公害事務連絡協議会で構成する自治体26市の各市の環境審議会委員の皆様を中心とした交流を目的として、平成24年2月7日(火)午後2時から第1回環境講演会として、今一番の話題である放射能について、東京電力の原子力発電所の設計に携わった渡辺敦雄氏“放射能と人体の健康についてわかりやすい講演会”を開催したいと考えています。その後、ディスカッションを予定しております。チラシを作成しましたので、環境審議会委員の皆様に配布しました。自由参加となり報酬はありませんが、出席をご希望の方は1月末までに事務局にご連絡ください。

会長　記念講演は一般公開になっていますので、出欠を言わなくてもその場に来ていただいて大丈夫だと思います。きっかけは、東京農工大学では多摩地区の市で、委員が多数おり、環境審議会はどここの市でも開かれたり開かれなかったりしていますが、放射能問題は大事な問題なのにお互いの情報交流が無く、直接情報交換ができる場を作ってみたらどうかという話になりました。今回の1回だけではなく、うまくいけば引続き学習会・研修会という名目で、お互いに情報交換や学習会を続けていき、その1回目として開きます。渡辺敦雄氏は福島原発を設計した方で、色々な意味でお話をしてくださるということですので、是非、委員の皆さんだけではなく、市民の方にもお声掛けいただき、貴重な話だと思いますので、ご参加いただければと思いますのでよろしくお願いします。

事務局　講演会に出席者の方を事前に把握しておきたいので、できましたらご連絡をお願いいたします。

　　次回の日程ですが、平成24年3月6日(火)午後6時30分から、府中駅北第2庁舎の3階会議室で開催します。

会長　それでは、長い時間お疲れ様でした。また次回もよろしく願いいたします。

以上